

大阪市公園条例の一部を改正する条例案

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 公園の設置に関する基準

（都市公園の配置及び規模に関する基準）

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第2条の4に定めるところによる。

第2条の3 本市の区域内の法第2条第1項各号に掲げる公園又は緑地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

2 前項の住民1人当たりの敷地面積を算出するに当たっては、当該公園又は緑地の敷地面積の総計に都市公園（本市と本市以外の市町村の区域にまたがって設置されたものに限る。）の敷地のうち本市の区域外に所在する部分の面積を加えることができるものとする。

第2条の4 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、その配置及び規模は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とすること
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とすること
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、

徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とすること

(4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園又は主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること

2 前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園は、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定

める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)

第2条の6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項の条例で定める基準は、次条から第2条の10までに定めるもののほか、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号。以下この章において「基準省令」という。）第4条及び第6条から第12条までに定めるところによる。

(園路及び広場)

第2条の7 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、基準省令第3条各号（第7号を除く。）に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること

ア 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること

イ 出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車いすその他の用具の車輪又は杖が落ちない構造の蓋を設置すること

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること

ア 路面は、平たんであること

イ 通路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすその他の用具の車輪又は杖が落ちない構造の蓋を設置すること

(3) 階段及びその踊場は、次に掲げる基準に適合するものであること

ア 幅は、120センチメートル以上とすること

イ 高さが250センチメートルを超える階段にあつては、高さ250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊場が設けられていること

ウ 階段の昇降口及び踊場には、点状ブロック（床面に敷設されるブロックであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）が設けられていること

エ 階段の昇降口及び踊場には、水平距離が120センチメートル以上の水平面が設けられていること

- (4) 前条に定める基準のうち基準省令第4条及び第6条から第11条までに係る部分並びに次条に定める基準に適合する特定公園施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。）のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項に定める主要な公園施設に接続していること

（休憩所及び管理事務所）

第2条の8 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路

を併設すること

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること

(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(4) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること

(5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第2条の6に定める基準のうち基準省令第8条第2項、第9条及び第10条に係る部分に適合するものであること

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(標 識)

第2条の9 前3条に定める基準に適合する特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第2条の7に定める基準に従い設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(一時使用目的の特定公園施設)

第2条の10 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、第2条の6から前条までに定める基準によらないことができる。

(基準省令等の改正に伴う経過措置)

第2条の11 基準省令（基準省令を改正する省令を含む。）の改正により、現に第2条の6から前条までに定める基準に適合している特定公園施設が当該基準に適合し

ないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

第4条第1項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 営業のために役務を提供すること

第8条の2中「都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）」を「令」に改める。

第15条第1項中第1号を削り、同項第2号中「及び児童等」を「、児童等」に、「の使用料」を「(有料公園又は動物園にあつては、本市の区域内に住所を有する者又は本市が設置し、若しくは本市の区域内に所在する小学校若しくは中学校の児童若しくは生徒に限る。)及び就学前児童の使用料」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「の使用料」を「の使用料（有料公園又は動物園にあつては、幼稚園又は本市が設置し、若しくは本市の区域内に所在する小学校、中学校若しくは特別支援学校の教員が、当該幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の園児、児童又は生徒を引率して入場するときの当該教員の使用料に限る。）」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項に次の2号を加える。

(6) 本市が都市公園を使用して事業を実施するときの本市の使用料

(7) 国、地方公共団体又は公共的団体が緑化の推進、防災又は防犯に関する活動のために都市公園を使用するときの国、地方公共団体又は公共的団体の使用料

第15条第2項第1号中「、庭園又は水泳場」を「又は庭園」に改める。

第16条の2第6項第1号中「就学前児童」を「水泳場を使用し、又は植物園若しくは総合植物館に入場する就学前児童」に改める。

別表第3 2 公園を占有する場合の使用料の表中

「

工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	1 平方メートル	1 月	1,400円
---	----------	-----	--------

」

を

「

工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	1 平方メートル	1 月	1,400円
アドバルーン	1 本	1 日	470円
競技会その他これに類するもの	1 場所	1 時間	1,200円

」

に改め、同表営業のための占用の項中「から764,640円までの範囲内」を「以上」に、「に応じて」を「、営業形態等を勘案して」に改める。

別表第3 3 有料公園の使用料の表中「150円」を「150円（児童等にあつては、80円）」に改める。

別表第3 4 有料施設の使用料（6）動物園の表中「500円」を「500円（児童等にあつては、200円）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市公園条例別表第3 2 公園を占用する場合の使用料の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に

係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

平成25年 3月 1 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

都市公園法に基づき、都市公園の配置及び規模に関する基準等を定め、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるとともに、都市公園において制限されている行為の範囲並びに使用料及び利用料金を免除できる者の範囲を改め、併せて公園を占有する場合の使用料等を改定するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市公園条例 (抄)

(定 義)

第2条 省 略

第1章の2 公園の設置に関する基準

(都市公園の配置及び規模に関する基準)

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第2条の4に定めるところによる。

第2条の3 本市の区域内の法第2条第1項各号に掲げる公園又は緑地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

2 前項の住民1人当たりの敷地面積を算出するに当たっては、当該公園又は緑地の敷地面積の総計に都市公園（本市と本市以外の市町村の区域にまたがって設置されたものに限る。）の敷地のうち本市の区域外に所在する部分の面積を加えることができるものとする。

第2条の4 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、その配置及び規模は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とすること
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とすること
- (3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とすること
- (4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園又は主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること

2 前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園は、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

- 2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)

第2条の6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項の条例で定める基準は、次条から第2条の10までに定めるもののほか、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第115号。以下この章において「基準省令」という。)第4条及び第6条から第12条までに定めるところによる。

(園路及び広場)

第2条の7 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。)が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、基準省令第3条各号(第7号を除く。)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること

ア 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること

イ 出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車いすその他の用具の車輪又は杖が落ちない

構造の蓋を設置すること

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること

ア 路面は、平たんであること

イ 通路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすその他の用具の車輪又は杖が落ちない構造の蓋を設置すること

(3) 階段及びその踊場は、次に掲げる基準に適合するものであること

ア 幅は、120センチメートル以上とすること

イ 高さが250センチメートルを超える階段にあつては、高さ250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊場が設けられていること

ウ 階段の昇降口及び踊場には、点状ブロック（床面に敷設されるブロックであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）が設けられていること

エ 階段の昇降口及び踊場には、水平距離が120センチメートル以上の水平面が設けられていること

(4) 前条に定める基準のうち基準省令第4条及び第6条から第11条までに係る部分並びに次条に定める基準に適合する特定公園施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。）のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項に定める主要な公園施設に接続していること

（休憩所及び管理事務所）

第2条の8 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること

- (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること
- (3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- (4) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること
- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第2条の6に定める基準のうち基準省令第8条第2項、第9条及び第10条に係る部分に適合するものであること

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(標 識)

第2条の9 前3条に定める基準に適合する特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第2条の7に定める基準に従い設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(一時使用目的の特定公園施設)

第2条の10 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、第2条の6から前条までに定める基準によらないことができる。

(基準省令等の改正に伴う経過措置)

第2条の11 基準省令（基準省令を改正する省令を含む。）の改正により、現に第2条の6から前条までに定める基準に適合している特定公園施設が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(行為の制限)

第4条 都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 省 略
- (2) 営業のために役務を提供すること
- (2)-(6) 省 略
- (3) (7)

2 - 5 省 略

(都市公園の占用の許可を与えることができる仮設の物件又は施設)

第8条の2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第12条第10号の条例で定める仮設の物件

件又は施設は、市規則で定める都市公園に設けられる仮設の施設で、都市公園を故なく起居の場所とし日常生活を営んでいる者に起居の場所として一時的に利用させるためのものとする。

(使用料の減免)

第15条 市長は、次に掲げる使用料を免除することができる。

(1) 就学前児童の使用料

(2) 有料公園、動物園又は庭園に入場する65歳以上の者(本市の区域内に住所を有する者に限

る。第16条の2第6項第2号において同じ。)及び児童等(小学校(これに準ずるものを含む

、以下同じ。)の児童及び中学校(これに準ずるものを含む。以下同じ。)の生徒をいう。

以下同じ。)(有料公園又は動物園にあつては、本市の区域内に住所を有する者又は本市が設置し、若しくは本市の区域内に所在する小学校若しくは中学校の児童若しくは生徒に限る。)及び就学前児童の使用料

(3) 幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員が、園児、児童又は生徒を引率して有料

公園、動物園又は庭園に入場するときの当該教員の使用料(有料公園又は動物園にあつては、幼稚園又は本市が設置し、若しくは本市の区域内に所在する小学校、中学校若しくは特別支援学校の教員が、当該幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の園児、児童又は生徒を引率して入場するときの当該教員の使用料に限る。)

(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項、児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第7条第1項、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3又は障害者自立支援法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する施設に入所している者(以下「入所者」という。)が、当該施設の職員に引率されて団体で有料公園、動物園又は庭園に入場するときの入所者、職員及び介護者の使用料

(5)-(6) 省 略

(4) (5)

(6) 本市が都市公園を使用して事業を実施するときの本市の使用料

(7) 国、地方公共団体又は公共的団体が緑化の推進、防災又は防犯に関する活動のために都市公園を使用するときの国、地方公共団体又は公共的団体の使用料

2 市長は、次の各号に掲げる使用料については、当該各号に定める額を減額することができる。

(1) 有料公園、動物園、庭園又は水泳場を30人以上の団体で使用するときの使用料 省略
又は

(2) 省略

3 省略

(利用料金)

第16条の2 省略

2-5 省略

6 代行施設の指定管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める利用料金を免除することができる。

(1) 水泳場を使用し、又は植物園若しくは総合植物館に入場する就学前児童の利用料金

(2)-(6) 省略

7-9 省略

別表第3 (第14条関係)

1 省略

2 公園を占有する場合の使用料

種 別	単 位	期 間	使 用 料
省 略	省 略	省 略	省 略
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	省 略	省 略	省 略
アドバルーン	1 本	1 日	470円
競技会その他これに類するもの	1 場所	1 時間	1,200円
省 略	省 略	省 略	省 略

営業のための の占有	省 略	省 略	省 略	省 略
	写真撮影の ための占有	省 略	省 略	168,480円から764,640円 以上 までの範囲内で立地条件 に応じて 、営業形態等を勘案して 市長が定める額
	省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

3 有料公園の使用料

名 称	単 位	使 用 料
天王寺公園	省 略	150円（児童等にあつては、80円）

4 有料施設の使用料

(1)～(5) 省 略

(6) 動物園

名 称	単 位	使 用 料
天王寺動物園	省 略	500円（児童等にあつては、200円）

(7)～(10) 省 略